

ประกาศที่ 1/2551 หลักเกณฑ์การอนุญาตให้นิติบุคคลต่างด้าวที่ได้รับการส่งเสริมการลงทุนถือกรรมสิทธิ์ที่ดิน
สำหรับเป็นที่ตั้งสำนักงานและที่พักอาศัย

(非公式訳)

投資委員会布告
第 1/2551 号

件名：奨励外国法人に対し事務所および住居のための土地の所有
権を許可する原則

奨励外国法人に対し事務所および住居のための土地の所有権
を持たせる便宜をはかるため、

仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 27 条の権限に基づき、
投資委員会は以下の通り告示する。

1. 一般の奨励外国法人に対し事務所または住居用の土地の
所有権の許可を検討するにあたり下記の原則を適用する。

1.1 奨励事業事務所用の土地は 5 ライ以下とする。

1.2 経営者または専門家の住居用の土地は 10 ライ以下とする。

1.3 従業員の住居用の土地は 20 ライ以下とする。

1.4 事務所および住居用の土地は事業所と同じ土地でも可と
する。

特別な理由や事情がある場合、投資委員会事務局は適切に応
じて検討する。

2. 奨励資格が満了した時点より 1 年以内で売却もしくは譲
渡しなければならない。

3. 以上の原則は 2012 年 12 月 31 日までに提出された申請書
に適用する。

2008 年(仏暦 2551 年) 6 月 2 日より有効とする。

布告 2008 年（仏暦 2551 年）7 月 8 日

スウィット・クンキティ
内閣副総理大臣
投資委員会委員長代理

ประกาศที่ 1/2551 หลักเกณฑ์การอนุญาตให้นิติบุคคลต่างด้าวที่ได้รับการส่งเสริมการลงทุนถือกรรมสิทธิ์ที่ดิน
สำหรับเป็นที่ตั้งสำนักงานและที่พักอาศัย